京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年6月27日京丹後市条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、管理の基準、業務の範囲その他規則で定める事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。ただし、施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

- 第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定める申請書を市長等 に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、施設の管理業務に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。) その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(指定管理者の指定)

- 第4条 市長等は、前条第1項の規定により申請書を提出した法人等のうちから、指定管理者として適当と判断するものを選定し、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。
- 2 前項の規定による選定に当たっては、次に掲げる基準により総合的に判断するものとする。
 - (1) 公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、その効率的な運用が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う物的及び人的能力を有している 法人等であること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するために必要な能力を 十分に有している法人等であること。
- 3 市長等は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する ものとする。

(協定の締結)

- 第5条 指定管理者は、市長等と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。
- 2 前項の協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 施設の管理に係る業務の内容に関する事項
 - (2) 施設の管理に要する費用に関する事項
 - (3) 施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 管理業務報告に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と定める事項

(事業報告書の提出)

第6条 指定管理者は、毎会計年度の終了後(次条第1項の規定により指定を取り消された場合にあっては、その日後)規則で定めるところにより、その管理する施設に関する事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

- 第7条 市長等は、指定管理者が法第244条の2第10項に定める指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは 一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責 めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により 指定を取り消され、若しくは期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の 停止を命ぜられたときは、その管理をしないこととなった施設又は設備を速やかに 原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りで ない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意若しくは過失によりその管理する施設若しくは設備を損傷し、又は汚損したときは、それによって生じた損害に相当する額を市に賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第10条 指定管理者及びその管理する施設の管理の業務に従事している者は、その 管理する施設の管理の業務を行うに当たっては、京丹後市個人情報保護条例(平成 17年京丹後市条例第11号)の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わな ければならない。

(情報公開)

第11条 指定管理者は、京丹後市情報公開条例(平成16年京丹後市条例第7号) の規定に基づき、施設の管理に関して保有する情報の公開に努めなければならない。 ただし、前条に規定する秘密保持義務に抵触する個人情報については、この限りで ない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(峰山町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の廃止)

2 峰山町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年峰山町条例第1号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の旧条例の規定によりなされた 処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他 の行為とみなす。